

○厚生労働省告示第七十二号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用し、複数手術に係る費用の特例(平成二十六年厚生労働省告示第八十七号)は、同年三月三十一日限り廃止する。
 平成二十八年三月十八日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

複数手術に係る費用の特例

- 一 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表の第二章第10部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法
 - (1) 同一手術野又は同一病巣につき、別表第一の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術(一つに限る)の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。
 - (2) 同一手術野又は同一病巣につき、別表第二に掲げる手術を二以上同時に行った場合の所定点数は、主たる手術の所定点数と従たる手術(一つに限る)の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。
- 二 診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の第二章第9部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

同一手術野又は同一病巣につき、別表第三の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術(一つに限る)の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

別表第一

K015	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
K021-2	粘膜弁手術	その他の手術
K022	組織拡張器による再建手術(一連につき) 2 其他の場合	その他の手術
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術
K618	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
K022	組織拡張器による再建手術(一連につき) 1 乳房(再建手術)の場合	K476 乳腺悪性腫瘍手術(単純乳房切除術(乳房全摘術)、乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)、乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)、胸筋切除を併施しないもの)、乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)に限る。)
K034	腱切断・切除術(関節鏡下によるものを含む)(手指、中手部又は手関節に限る。)	K046 骨折観血的手術(手指、中手部又は手関節に限る。)
		K182 神経縫合術(手指、中手部又は手関節に限る。)

別表第二

- K534 横隔膜縫合術
- K615-2 経皮的大動脈遮断術
- K640 腸間膜損傷手術
- K647 胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）
- K655 胃切除術
- K672 胆嚢摘出術
- K690 肝縫合術
- K695 肝切除術
- K701 脾破裂縫合術
- K710 脾縫合術（部分切除を含む。）
- K711 脾摘出術
- K712 破裂腸管縫合術
- K726 人工肛門造設術
- K757 腎破裂縫合術
- K769 腎部分切除術
- K787 尿管尿管吻合術
- K795 膀胱破裂閉鎖術

別表第三

J091	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J099-2	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	その他の手術
J100-2	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	その他の手術
J003	歯根嚢胞摘出手術	J004 歯根端切除手術（1歯につき）
J043	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）	J000 拔牙手術（1歯につき）
J043	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）（顎骨嚢胞を摘出した場合に限る。）	J004 歯根端切除手術（1歯につき）
J066	齒槽骨骨折観血的整復術	J004-2 歯の再植術
J068	上顎骨折観血的手術	J004-2 歯の再植術
J072	下顎骨折観血的手術	J004-2 歯の再植術
J075	下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	J075 下顎骨形成術 2 短縮又は伸長の場合